## 株 主 各 位

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

ゼビオホールディングス株式会社

代表取締役社長 諸 橋 友 良

# 第50回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第50回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬具

記

報告事項 第50期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告 の内容、連結計算書類の内容、計算書類の内容ならびに会計 監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 本件は、上記の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日 に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導 入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するも のであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、定款第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。

- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、定款第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、定款 第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)の規定は不要となるため、これを削除す るものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を 設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に 削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 変   | 更            | 前   |   |              | 変   | 更   | Ĩ   | 後   |
|-----|--------------|---|---|--------------|---|---|---|---|
| 会参考 | 5書類等         | のインタ  | <u>ーネ</u>   |              |   |   |   |   |
| とみな | よし提供         | )   |   |              |   |   |   |   |
| 当会  | 社は、核         | 主総会の  | 2招集   |              |   | (削  | 除)  |   |
| に際  | し、株式         | 主総会参  | 考書  |              |   |   |   |   |
| 類、  | 事業報告         | F、計算書   | 類お  |              |   |   |   |   |
| よび  | 連結計算         | 算書類に  | 記載  |              |   |   |   |   |
| また  | は表示          | をすべき  | 事項  |              |   |   |   |   |
| に係  | る情報を         | :、法務省   | 1令に   |              |   |   |   |   |
| 定め  | るとこれ         | ろに従い  | イン  |              |   |   |   |   |
| ター  | ネットを         | を利用す  | る方  |              |   |   |   |   |
| 法で  | 開示する         | うことによ   | : b.  |              |   |   |   |   |
| 株主  | に対して         | て提供し  | たも  |              |   |   |   |   |
| のと  | みなすこ         | とができ  | きる。   |              |   |   |   |   |
|     | 会を当に類よまに定夕法株 | 会参考書類等 とみなし提供 当会社は、材 に際し、株 類、事業結長 まだは表示 に係る情ところをで開示する 株主に対し | 会参考書類等のインタ<br>とみなし提供)<br>当会社は、株主総会の<br>に際し、株主総会参<br>類、事業報告、計算書<br>よび連結計算書類に<br>または表示をすべき<br>に係る情報を、法務省<br>定めるところに従い<br>ターネットを利用す<br>法で開示することによ<br>株主に対して提供し | 会参考書類等のインターネ | 会参考書類等のインターネ<br>とみなし提供)<br>当会社は、株主総会の招集<br>に際し、株主総会参考書<br>類、事業報告、計算書類お<br>よび連結計算書類に記載<br>または表示をすべき事項<br>に係る情報を、法務省令に<br>定めるところに従いイン<br>ターネットを利用する方<br>法で開示することにより、<br>株主に対して提供したも | 会参考書類等のインターネ<br>とみなし提供)<br>当会社は、株主総会の招集<br>に際し、株主総会参考書<br>類、事業報告、計算書類お<br>よび連結計算書類に記載<br>または表示をすべき事項<br>に係る情報を、法務省令に<br>定めるところに従いイン<br>ターネットを利用する方<br>法で開示することにより、<br>株主に対して提供したも | 会参考書類等のインターネ<br>とみなし提供)<br>当会社は、株主総会の招集<br>に際し、株主総会参考書<br>類、事業報告、計算書類お<br>よび連結計算書類に記載<br>または表示をすべき事項<br>に係る情報を、法務省令に<br>定めるところに従いイン<br>ターネットを利用する方<br>法で開示することにより、<br>株主に対して提供したも | 会参考書類等のインターネ<br>とみなし提供)<br>当会社は、株主総会の招集<br>に際し、株主総会参考書<br>類、事業報告、計算書類お<br>よび連結計算書類に記載<br>または表示をすべき事項<br>に係る情報を、法務省令に<br>定めるところに従いイン<br>ターネットを利用する方<br>法で開示することにより、<br>株主に対して提供したも |

| 変 | 更                | 前    | 3          | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 更                | 後                        |
|---|------------------|------|------------|---------------------------------------|------------------|--------------------------|
|   |                  |      | (電子提供措置等)  |                                       |                  |                          |
|   | (新               | 設)   | 第15条       | 当会社                                   | :は、              | 朱主総会の招集                  |
|   |                  |      |            | <u>に際し</u>                            | 、株               | 主総会参考書類                  |
|   |                  |      |            | 等の内                                   | 羽容で              | ある情報につ                   |
|   |                  |      |            | いて電                                   | 子提               | 供措置をとる。                  |
|   |                  |      | 2          | 当会社                                   | :は、1             | 電子提供措置を                  |
|   |                  |      |            | <u>とる事</u>                            | 事項の              | うち法務省令                   |
|   |                  |      |            | <u>で定め</u>                            | うるも              | のの全部また                   |
|   |                  |      |            |                                       |                  | ハて、議決権の                  |
|   |                  |      |            |                                       |                  | に書面交付請                   |
|   |                  |      |            |                                       |                  | 主に対して交                   |
|   |                  |      |            |                                       |                  | に記載するこ                   |
|   | / -las*          | -n.\ | /B/1 E-1)  | <u>とを要</u>                            | としなし             | <u>いものとする。</u>           |
|   | (新               | 設)   | (附則)       | - A V <del>ot</del> viol              | - <del>-</del> - | t [H /II] ] = HH ] - v   |
|   |                  |      |            |                                       | の電子              | <u> </u>                 |
|   | / <del>\</del> \ | ÷π.\ | 経過措置       |                                       | :1 F /2          | (批子公人为本                  |
|   | (新               | 設)   | <u>第1条</u> |                                       |                  | <u>(株主総会参考</u><br>ンターネット |
|   |                  |      |            |                                       |                  | <u>ンターホット</u><br>し提供)の削除 |
|   |                  |      |            | 1                                     | , ,              | 第15条(電子提                 |
|   |                  |      |            |                                       |                  | の新設は、                    |
|   |                  |      |            |                                       |                  | 1日から効力                   |
|   |                  |      |            |                                       |                  | のとする。                    |
|   |                  |      | 2          |                                       |                  | こかかわらず、                  |
|   |                  |      | _          | 2022年                                 | - 9月             | 1日から6か                   |
|   |                  |      |            |                                       |                  | を株主総会の                   |
|   |                  |      |            |                                       |                  | 主総会につい                   |
|   |                  |      |            | ては、                                   | 定款               | 第15条(株主総                 |
|   |                  |      |            | 会参考                                   | :書類              | 等のインター                   |
|   |                  |      |            | <u>ネット</u>                            | 開示               | とみなし提供)                  |
|   |                  |      |            | は、な                                   | お効               | 力を有する。                   |
|   |                  |      |            |                                       |                  |                          |

| 変 更 前 | 変 更 後              |
|-------|--------------------|
|       | 3 本条の規定は、2022年9    |
|       | 月1日から6か月を経過        |
|       | <u>した日または前項の株主</u> |
|       | 総会の日から3か月を経        |
|       | 過した日のいずれか遅い        |
|       | <u>日後にこれを削除する。</u> |

### 第2号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり諸橋友良、北澤猛、谷代正毅、石綿学、太田道彦、岩本保の6氏が再任され、それぞれ就任いたしました。

なお、谷代正毅、石綿学、太田道彦、岩本保の4氏は、社 外取締役であります。

## 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、原案どおり当社及び連結子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し新株予約権を発行することが承認可決されました。

以上